

1

令和6年第1回

多治見市議会定例会議案

令和6年2月21日

目 次

報第1号	専決処分の報告について	1
承第1号	専決処分の承認を求めるについて	2
議第1号	多治見市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例を制定するについて	3
議第2号	多治見市ドメスティック・バイオレンスの被害者等の支援に係る住民票の写しの交付等の制限に関する条例の一部を改正するについて	7
議第3号	多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて	8
議第4号	多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正するについて	10
議第5号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	13
議第6号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	17
議第7号	多治見市手数料条例の一部を改正するについて	18
議第8号	多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについて	19
議第9号	多治見市介護保険条例の一部を改正するについて	20
議第10号	多治見市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部を改正するについて	22
議第11号	多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて	23
議第12号	多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて	27
議第13号	多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて	28
議第36号	工事請負契約の締結について	30
議第37号	権利の放棄について	31
議第38号	多治見市南姫財産区管理委員の選任について	32
議第39号	多治見市子どもの権利擁護委員の選任について	33
議第40号	市道路線の廃止及び認定について	34
議第41号	市道路線の認定について	35
議第42号	市道路線の認定について	36
議第43号	市道路線の認定について	37

議第44号	市道路線の廃止及び認定について	38
議第45号	市道路線の認定について	39

報第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

専第18号

損害賠償の額を定めるについて

令和5年10月3日午後2時20分頃、市内笠原町地内の事業者敷地内において、本市職員（予防課所属）の運転する普通自動車が進んでいたところ、同敷地内に駐車中の普通自動車の右側面に衝突し、同車両右フロントドアパネル、右サイドミラーカバー等を破損させ、損害を与えた。

これに対する損害賠償額を次のとおり定めるについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年12月25日

多治見市長 高木 貴行

損害賠償額 一金 233,893円

承第1号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度多治見市一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

専第1号

令和5年度多治見市一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年1月26日

多治見市長 高木 貴行

議第1号

多治見市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例を制定するについて

多治見市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（以下「こども園」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(名称及び位置)

第3条 こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
多治見市笠原こども園	多治見市笠原町字中崎1967番地の1

(事業)

第4条 こども園においては、次の事業を行う。

- (1) 法第9条各号に掲げる目標の達成に向けた教育及び保育
- (2) 子育て支援事業のうち、市長が必要と認めるもの
- (3) 通常の教育課程に係る教育時間に引き続き園児を預かる保育（以下「預かり

保育」という。)

(4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号に規定する時間外保育

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
(開園時間等)

第5条 こども園における開園時間及び休業日は、規則で定める。

(預かり保育に係る保育料の徴収)

第6条 市長は、預かり保育を受ける園児の保護者から、園児1人当たり日額320円を徴収する。

(時間外保育に係る保育料の徴収)

第7条 市長は、第4条第4号の時間外保育を受ける園児の保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する保育料を徴収する。

(1) 利用時間帯以外の時間における保育 園児1人当たり月額6,700円を上限として、当該保護者の所得に応じ、市長が規則で定める額

(2) 利用日以外の日における保育 園児1人当たり日額2,000円を上限として、当該保護者の所得に応じ、市長が規則で定める額

(職員)

第8条 こども園に、園長、保育教諭その他必要な職員を置く。

(入園資格)

第9条 こども園に入園することのできる者は、満3歳以上の子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。ただし、こども園の入園者のうち保育に係るものがその定員に達しない場合には、当該定員の範囲内において入園者以外の子ども(以下「私的契約児」という。)を入園させることができる。

(入園の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者を入園させないことができる。

(1) 感染性疾患を有する者

(2) その他教育又は保育上支障があると認められる者

(利用料)

第11条 第9条ただし書の規定により、私的契約児を入園させようとする保護者は、私的契約児に係る保育料(以下「利用料」という。)を納入しなければならない。

2 利用料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の額を勘案して市長が規則で定める額とする。

3 利用料の納期限は、毎月末日とする。ただし、12月は、同月25日とする。

(利用料の減免等)

第12条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、利用料の全部若しくは一部を免除し、又は前条第3項に規定する利用料の納期限を延長することができる。

(退園)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その教育又は保育に係る園児を退園させることができる。

(1) 第10条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 保護者がこの条例又はこれに基づく規則に従わないとき。

(3) 保護者が園長のする教育又は保育上の指示に従わないとき。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(多治見市部設置条例の一部改正)

3 多治見市部設置条例（平成8年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条福祉部の項第5号中「及び幼稚園」を「、幼稚園及び認定こども園」に改める。

(多治見市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 多治見市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表多治見市笠原保育園の項中「多治見市笠原町字中崎1974番地の1」を

「多治見市笠原町字中崎1967番地の1」に改める。

第5条の2第3項中「規則で定める額の延長保育料又は休日保育料」を「第1項の延長保育にあつては園児1人当たり月額6,700円を上限とし、前項の休日保育にあつては園児1人当たり日額2,000円を上限として、当該保護者の所得に応じ、市長が規則で定める額」に改める。

- 5 多治見市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中多治見市笠原保育園の項を削る。

(多治見市教育研究所設置条例の一部改正)

- 6 多治見市教育研究所設置条例(昭和31年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び幼稚園」を「、幼稚園及び認定こども園」に改める。

(多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 7 多治見市立幼稚園の設置及び管理に関する条例(昭和55年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中多治見市立笠原小学校附属幼稚園の項を削る。

議第2号

多治見市ドメスティック・バイオレンスの被害者等の支援に係る住民票の写しの交付等の制限に関する条例の一部を改正するについて

多治見市ドメスティック・バイオレンスの被害者等の支援に係る住民票の写しの交付等の制限に関する条例（平成18年条例第34号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市ドメスティック・バイオレンスの被害者等の支援に係る住民票の写しの交付等の制限に関する条例の一部を改正する条例

多治見市ドメスティック・バイオレンスの被害者等の支援に係る住民票の写しの交付等の制限に関する条例（平成18年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（支援措置の申出）」に改め、同条第1項中「（以下「被害者等」という。）」を削り、「次条に規定する支援措置」を「次条第1項に規定する支援措置（以下この条において「支援措置」という。）」に改め、同項第4号中「である被害者」を削り、同項第5号中「次条第1項に規定する」を削る。

第3条第1項各号列記以外の部分中「申出を行った被害者等」を「支援措置の実施を申し出た者」に、「支援対象者」を「支援措置対象者」に改め、同項第1号中「支援対象者」を「支援措置対象者」に、「被害者等」を「当該支援措置対象者」に改め、同項第2号及び同条第2項中「支援対象者」を「支援措置対象者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第3号

多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
多治見市笠原交流センターの設置及び管理に関する条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第15条第3項を削る。

第19条第2項中「、同条第3項中「利用」とあるのは「使用」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と」を削る。

別表中

「

3 陶芸工房利用料金

施設	区分	利用料金
陶芸工房	1人1時間につき	110円

備考 焼成窯を利用するときは、利用料金のほか、別に定める燃料費等の実費相当額を負担するものとする。この場合において、徴収する実費相当額の負担は、利用後速やかに納入するものとする。

」

を削る。

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議第4号

多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を
改正するについて

多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を次のように
改正するものとする。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正す
る条例

(多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 多治見市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例
第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」
を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第20条第1項中「100分の72.5」を「100分の68.75」に改め、同条の次に次の1
条を加える。

(勤勉手当)

第20条の2 給与条例第18条の7（第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが
6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、
同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは、「100分の48.75」と読み替え
るものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当
の支給について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「期末手
当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替えるものとする。

第30条中「この条」の次に「及び次条」を加え、「100分の72.5」を「100分の68.75」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第30条の2 給与条例第18条の7(第1項後段を除く。)の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の48.75」と、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員についてはその額(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)、時間額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員についてはそれぞれの基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 第20条第2項から第4項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第2項中「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と、同条第3項及び第4項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「フルタイム会計年度任用職員」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。
(多治見市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 多治見市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成16年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

(多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 多治見市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(多治見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 多治見市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第7条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

議第5号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表16の項及び17の項を次のように改める。

16	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定による戸籍証明書の交付手数料	1通につき	450円	
17	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定による戸籍記載事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき	350円	

別表17の項の次に次のように加える。

17の2	戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規	戸籍電子証明書提供用識別符号1件	400円	
------	--	------------------	------	--

	定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）で定めるものに限る。以下この項及び19の2の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）に係る手数料	につき		
--	---	-----	--	--

別表18の項及び19の項を次のように改める。

18	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定による除籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定による除籍証明書の交付手数料	1通につき	750円	
19	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に	証明事項 1件につき	450円	

	よる除籍記載事項に関する証明書の交付手数料			
--	-----------------------	--	--	--

別表19の項の次に次のように加える。

19の2	戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)に係る手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円	
------	--	---------------------	------	--

別表20の項及び21の項を次のように改める。

20	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定による届出若しくは申請の受理に関する証明書、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書	1通につき	350円	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受
----	--	-------	------	--------------------------

	の交付手数料			理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円とする。
21	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届書 その他市長の受理した書類又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき	350円	

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議第6号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表52の2の項中「及び次項において「法」」を「から52の5の項までにおいて「法」」に改め、同表52の6の項中「及び次項から52の12の項」を「から52の13の項」に改め、同表52の8の項中「消費性能の向上」の次に「等」を加え、「及び次項から52の10の項」を「から52の12の項」に、「52の11の項」を「52の13の項」に改め、同表52の10の項中「52の10の項」を「52の12の項」に改め、同表52の13の項中「消費性能の向上」の次に「等」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第52の2の項及び同表第52の6の項の改正規定、同表第52の8の項の改正規定（「消費性能の向上」の次に「等」を加える部分を除く。）並びに同表52の10の項の改正規定は、公布の日から施行する。

議第7号

多治見市手数料条例の一部を改正するについて

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市手数料条例の一部を改正する条例

多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表57の部消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可申請手数料の款貯蔵所の項中「118万円」を「145万円」に、「141万円」を「172万円」に、「159万円」を「192万円」に、「195万円」を「236万円」に、「227万円」を「274万円」に、「455万円」を「564万円」に、「582万円」を「724万円」に、「707万円」を「879万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後に申請があったものに係る手数料から適用し、施行日前に申請があったものについては、なお従前の例による。

議第 8 号

多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正するについて

多治見市福祉医療費の助成に関する条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

多治見市福祉医療費の助成に関する条例（昭和51年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ及び第6条第3項第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第2条第1号の規定は、施行日以後の療養の給付等又は医療に関する給付に係る助成及び支給について適用し、施行日前の療養の給付等又は医療に関する給付に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

議第9号

多治見市介護保険条例の一部を改正するについて

多治見市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市介護保険条例の一部を改正する条例

多治見市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「35,700円」を「32,480円」に改め、同項第2号中「46,410円」を「48,900円」に改め、同項第3号中「53,550円」を「49,260円」に改め、同項第6号イ、同項第7号イ、同項第8号イ及び同項第9号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号ア中「700万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第11号ア中「1,000万円」を「520万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第12号を次のように改める。

(12) 次のいずれかに該当する者 142,800円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第7条第1項に次の3号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 149,940円

ア 合計所得金額が700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 164,220円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 171,360円

第7条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,420円」を「20,340円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,420円」を「20,340円」に、「35,700円」を「34,620円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,420円」を「20,340円」に、「49,980円」を「48,900円」に改める。

第9条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第39条第1項第1号から第13号まで」に改める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 改正後の第7条及び第9条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第10号

多治見市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例
の一部を改正するについて

多治見市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例（平成18年
条例第42号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例の一部
を改正する条例

多治見市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための条例（平成18年
条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第77条第3項」を「第77条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第11号

多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多治見市国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条の3の見出しを「（基礎賦課総額）」に改め、同条中「一般被保険者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「法附則第22条」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）附則第7条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及

び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）」を削る。

第12条の見出しを「（基礎賦課額）」に改め、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第13条の見出しを「（基礎賦課額の所得割額の算定）」に改め、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削る。

第15条の見出し、同条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号中「一般被保険者に係る」を削り、同項第2号中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者の」を「被保険者の」に改め、同項第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の2から第15条の5までを次のように改める。

第15条の2から第15条の5まで 削除

第15条の5の2を削る。

第15条の6中「又は第15条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。）」を削る。

第15条の6の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「に係る部分であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）」を「をいう。次号において同じ。）の額」に改め、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）」を削る。

第15条の6の3の見出しを「（後期高齢者支援金等賦課額）」に改め、同条中「一般被保険者に」を「被保険者に」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第15条の6の4（見出しを含む。）中「一般被保険者に係る」を削る。

第15条の6の6の見出し、同条第1項各号列記以外の部分及び同項第1号中「一般

被保険者に係る」を削り、同項第2号及び第3号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の6の7から第15条の6の11までを次のように改める。

第15条の6の7から第15条の6の11まで 削除

第15条の6の12中「又は第15条の6の7」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第20条第1項において同じ。）」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第15条の7第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加え、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）」を削る。

第19条第1項及び第2項中「若しくは第15条の2」、「若しくは第15条の6の7」及び「若しくは第15条の5」を削る。

第20条第1項中「又は第15条の2」を削り、同項第2号中「29万円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第15条の2」を削る。

第20条の3第1項中「又は第15条の5」を削り、同条第3項中「又は第15条の5」及び「又は第15条の6の10」を削り、同条第4項第1号中「又は第15条の5」を削り、同条第6項中「又は第15条の5」及び「又は第15条の6の10」を削る。

第20条の4第1項中「又は第15条の2」を削り、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第15条の2」を削り、同条第7項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第15条の2」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条の6の12、第20条及び第20条の4の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料に

については、なお従前の例による。

- 3 施行日の前日において、退職被保険者等（この条例による改正前の多治見市国民健康保険条例（以下「旧条例」という。）第11条の3に規定する退職被保険者等をいう。以下同じ。）である者に対し、施行日以後に行われる療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（以下この項において「療養の給付等に要する費用」という。）並びに施行日前に退職被保険者等であった者に対し施行日前に行われた療養の給付等に要する費用のうち施行日以後に請求されるものについては、県及び市が負担する療養の給付等に要する費用とみなして、旧条例第6章の規定を適用する。

議第12号

多治見市営住宅管理条例の一部を改正するについて

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市営住宅管理条例の一部を改正する条例

多治見市営住宅管理条例（昭和49年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表旭ヶ丘第1の部昭和44年度の款旭ヶ丘5丁目5番地の項中「29」を「24」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第13号

多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて

多治見市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

多治見市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に、「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の多治見市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事

由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第36号

工事請負契約の締結について

平和中学校外壁等改修工事について、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高 木 貴 行

- 1 契約の目的 平和中学校外壁等改修工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 530,200,000円
- 4 契約の相手方 多治見市明和町2丁目50番地
株式会社吉川組
代表取締役 吉川 厚志

議第37号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

- 1 権利放棄の内容 市営住宅家賃及び駐車場使用料の未収金
- 2 債務者 多治見市 * **
- 3 権利放棄する金額 3,167,060円
- 4 権利放棄の理由 債務者及び連帯保証人が死亡し、その債務に関する相続人を確認できないため。

議第38号

多治見市南姫財産区管理委員の選任について

次の者を多治見市南姫財産区管理委員に選任したいので、多治見市南姫財産区管理
会協議（昭和35年3月24日議決）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

住 所	氏 名	生年月日	備考	
*****	市原 勝美	*****	再任	任期 は、令 和10年 3月31 日まで
***** *	玉木 芳幸	*****	新任	
*****	林 博史	*****	再任	
*****	松田 神吾	*****	新任	
*****	水野 之裕	*****	新任	
*****	宮嶋 章	*****	新任	
*****	宮島 由夫	*****	新任	

提案理由

本市南姫財産区管理委員の任期が、令和6年3月31日に満了するため、上記の者を
選任する。

議第39号

多治見市子どもの権利擁護委員の選任について

次の者を多治見市子どもの権利擁護委員に選任したいので、多治見市子どもの権利に関する条例（平成15年条例第27号）第13条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

住 所	氏 名	生年月日	備 考
***** ***	水野 香代	*****	再任（任期は、令和 9年3月31日まで）

提案理由

水野 香代委員の任期が、令和6年3月31日に満了するため、同氏を引き続き選任する。

議第40号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	4022	412112	多治見市 喜多町5丁目84番 同 市 宝町3丁目19番	地先から 地先まで	
認定	4022	412112	多治見市 喜多町5丁目84番 同 市 宝町3丁目23番	地先から 地先まで	

議第41号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
認定	5377	512466	多治見市 大原町11丁目22番7 同 市 大原町11丁目22番11	地先から 地先まで	
認定	5378	512467	多治見市 大原町11丁目22番11 同 市 大原町11丁目22番2	地先から 地先まで	

議第42号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
認定	5374	513439	多治見市 大原町1丁目62番23 同 市 大原町1丁目62番17	地先から 地先まで	
認定	5375	513440	多治見市 大原町1丁目62番17 同 市 大原町1丁目62番29	地先から 地先まで	

議第43号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
認定	5376	521631	多治見市 幸町6丁目3番64 同 市 幸町6丁目3番71	地先から 地先まで	

議第44号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（同法第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
廃止	6316	522331	多治見市 同 市	根本町4丁目98番2 根本町5丁目34番2	地先から 地先まで
認定	6316	522331	多治見市 同 市	根本町4丁目98番2 根本町5丁目34番8	地先から 地先まで
認定	5373	522335	多治見市 同 市	根本町5丁目34番18 根本町5丁目34番15	地先から 地先まで

議第45号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

多治見市長 高木 貴行

区分	整理番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
認定	8435	860819	多治見市 同 市	笠原町字上原1028番1 笠原町字上原1027番10	地先から 地先まで